

第 3 編

第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画



## 第3編 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

### 第1章 計画の概要

#### 第1節 基本理念

本計画は、国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号、令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に則り、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の円滑な実施と提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込量やその確保のための方策を定める実施計画となります。

基本理念は、第4期南魚沼市障がい者計画の基本理念である「障がい者の自立と皆でつくる共生社会」を共有し、国の第7期障害福祉計画の基本理念と整合性を図り、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定を支援することにより、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを実施し、障がいのある人もない人も社会の対等な構成員として地域共生社会の実現を目指していきます。

また、障がいのある人の地域生活を支援するサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により、障がい福祉計画と一体的に作成します。

本計画におけるサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、国の基本指針等と整合性を図り、次のとおりとします。

#### 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向け、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現に資する障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制を整備します。

#### 2 市町村を基本とした身近な実施主体と 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

最も身近な基礎自治体である南魚沼市が実施主体となり、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等を含めた障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実に努めます。

### **3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の継続や社会福祉法人等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し基盤整備を進めます。

また、精神に障がいがある人にも対応した地域包括ケアの構築を進め、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現を目指します。

### **4 地域共生社会の実現に向けた取組**

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりと制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域福祉計画との連携を図り、包括的な支援体制を構築します。

### **5 障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮し、健やかな成長を支援するため、障がいのある子どもとその家族に対し、障がいの疑いがある段階から適切な支援が受けられるよう、子どものライフステージに沿って、関係機関が協働し支援する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

### **6 障がい福祉人材の確保・定着**

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的にサービスを提供し、様々な事業を実施していくため、専門性を高める研修や多職種の連携を強化し、業務の効率化及び業務負担の軽減への取組を通じた人材の確保と定着を図ります。

### **7 障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者の地域における社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえながら、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえた支援を実施し、社会参加の促進に取り組んでいきます。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部署と連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援を行います。

## 第2節 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### 1 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護等）の充実を図り、必要な訪問系サービスを確保します。

### 2 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動の場（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等のサービス提供の場）を確保します。

### 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るとともに、地域移行・定着支援、自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行を進めます。

また、地域生活支援拠点等の機能充実を図り、地域の支援ニーズの把握、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築します。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び就労定着支援事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

### 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理を行い、地域の関係機関との連携を図り、専門機関からの助言指導等を受け、支援体制について整備を検討します。

### 6 依存症対策の推進

依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関・医療機関の周知、当事者団体を活用した回復支援など、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援体制の整備に努めます。

---

## 第3節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### 1 相談支援体制の充実・強化

障がいのある人からの相談に応じる体制の整備、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を行い、相談支援事業所の充実を図ります。

また、基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実と強化を進めます。

### 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことで、地域生活への移行支援に係るニーズが顕在化することを想定し、地域で生活している障がいのある人等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保と充実を図ります。

### 3 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人やその家族等が、必要な支援が受けられるよう、相談支援体制等の充実を図ります。

また、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等といった支援体制の構築に努めます。

### 4 協議会の活性化

南魚沼市では、平成18年12月に、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、南魚沼市自立支援協議会を設置しました。障がいのある人もない人も共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有するとともに、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の課題解決に向け協議を行います。

## 第4節 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### 1 地域支援体制の構築

障がい児通所支援、障がい児入所施設等における障がいのある子ども及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援体制の整備を図ります。

### 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育園や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策や教育委員会等の関連施策との連携により障がい児通所支援の体制を整備するとともに、障がいのある子どもの健全な育成のため、保健施策や医療施策との緊密な連携を図るとともに、こども家庭サポートセンター、子育て支援課と連携した支援体制の構築に努めます。

また、就学時及び卒業時においては、教育委員会と障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を行い、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

### 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育園等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築に努めます。

### 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子ども、虐待を受けた障がいのある子ども等、特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援にあたっては、その支援ニーズを把握し、関係者の連携を図り、心身の状況に応じた支援体制を整備します。

### 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行い、適切な支援を行う上で関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、提供体制の構築に努めます。

---

## 第5節 支援の円滑な実施を確保するために必要な事項等

### 1 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

障がいのある人の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することは極めて重要です。学校、保育施設、福祉施設、事業所、医療機関等における、虐待防止の取組を推進するため、関係機関との連携を図るとともに、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直しを行う等、虐待防止のための支援と環境整備を行い、障がいのある人の虐待防止対策を講じていくとともに、養護者に対する支援等を促進します。

### 2 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

意思決定支援の質の向上を図るため、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する、意思決定支援の普及に努めます。

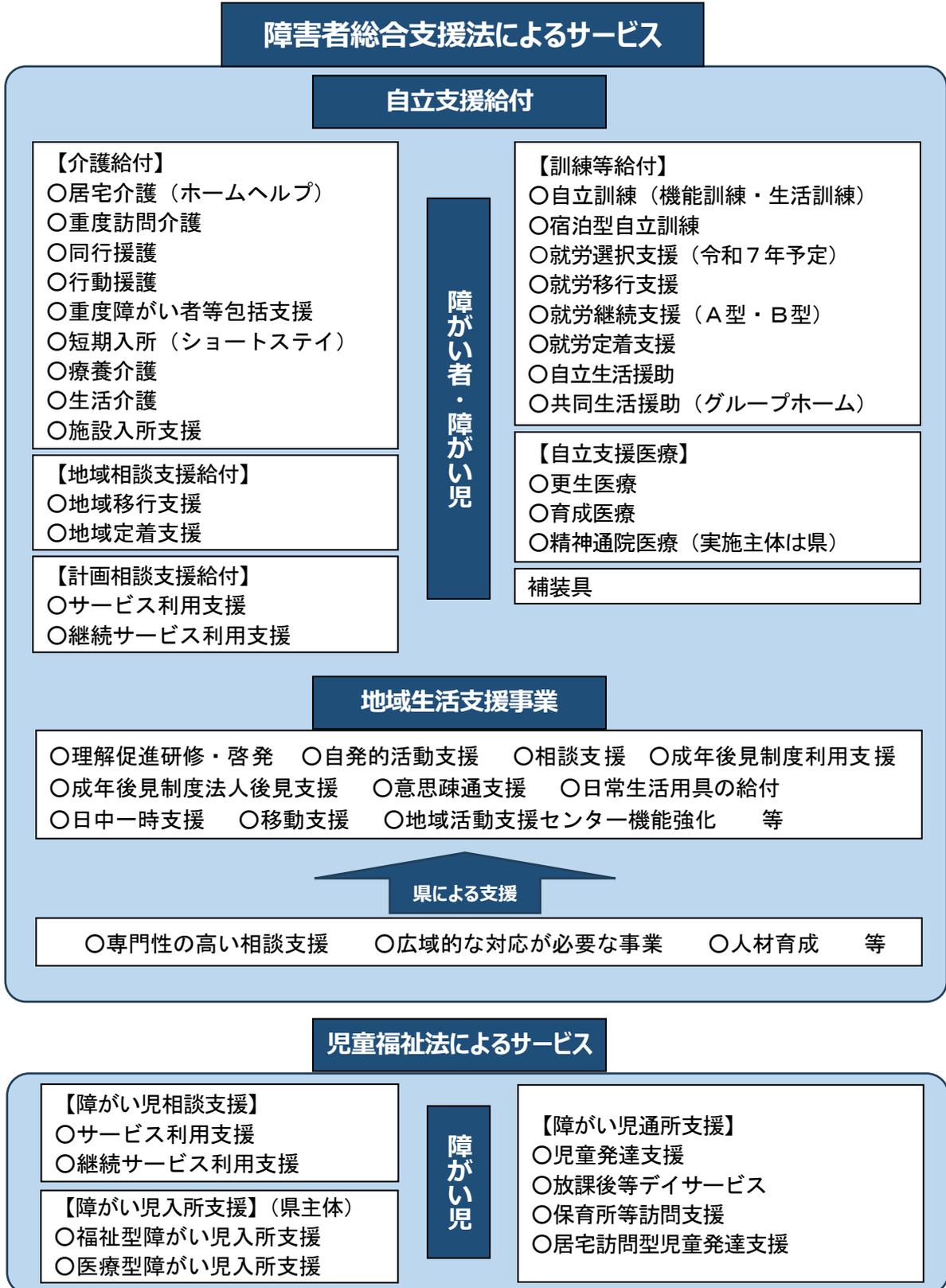
また、成年後見制度の利用促進に関する施策の実行にあたっては、南魚沼市地域福祉計画との整合性を保ちながら行います。



MSG アートクラブ作品

## 第6節 総合的なサービスの全体像

県の支援を一部受けながら、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、「児童福祉法によるサービス」を総合的に展開していきます。



## 第2章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

### 第1節 障がい福祉サービス等の成果目標

国の基本指針等に即して、令和8年度末における成果目標について直近の状況等を踏まえて次のとおり設定します。

さらに、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、新たに成果目標を設定するとともに、関係機関等と連携しながら整備を行います。

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績、障がいのある人の高齢化・重度化の状況等、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しています。南魚沼市においても、この基本指針に準じて目標を設定し取組みます。

##### ◆国の基本指針に定める目標値

1. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
2. 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数（A）	93人	南魚沼市で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
目標年度入所者数（B）	90人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 ・入所者数削減見込（ $C = A - B$ ） ・削減率（ $\text{イ} = C / A \times 100$ ）	3人 3.2%	入所者数に係る差引削減見込数
【目標値】 ・地域生活移行者数（D） ・地域移行率（ $\text{ア} = D / A \times 100$ ）	1人 1.0%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

## 2 地域生活支援の充実

令和2年4月より地域生活支援拠点等の整備を行っています。関係機関と連携し、24時間365日の相談対応及び緊急時の受け入れ体制を構築し、地域生活支援拠点等の機能の継続を図ります。また、南魚沼市自立支援協議会全体会及び専門部会で年1回以上の運用状況の検証及び検討を行います。

強度行動障がい有する方に関しては、各関連施設や事業所と連携し、支援ニーズを把握し専門機関からの助言指導等を受け、支援体制について整備を検討します。

### ①地域生活支援の充実

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。  
また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

項目	数値
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回

### ②強度行動障がい有する者への支援体制の充実

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での支援体制の有無	有

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人のニーズ及び適性や能力に応じた就労ができるよう、事業者・ハローワーク等と協力し、情報の共有や提供に取り組めます。

#### ①福祉施設から一般就労への移行

##### ◆国の基本指針に定める目標値

就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。以下については、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上  
さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項目	数値	備考
令和3年度の一般就労移行者数合計（A）	6人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の合計数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	8人 1.33倍	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の合計数
内訳（就労移行支援事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	3人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = B / A	6人 2.0倍	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の実績	2箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数

<b>【目標値】</b> 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（D） 目標値 = $D / C$	2箇所 100%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数
内訳（就労継続支援A型事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	0人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = $B / A$	0人	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数
内訳（就労継続支援B型事業）		
令和3年度の一般就労移行者数（A）	3人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 目標年度の一般就労移行者数（B） 目標値 = $B / A$	2人 0.67倍	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

②就労定着支援事業の利用者数

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数値	備考
令和3年度利用者数 (A)	13人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者の数
【目標値】 令和8年度の利用者数 (B) 目標値 = B / A	16人 123.0%	令和8年度における就労定着支援事業の利用者の数

③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	数値	備考
令和4年度の就労定着支援事業所の数 (A)	2箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数 (B) 目標値 = B / A	2箇所 100%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

#### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制の構築を図ります。

##### ①障がい児支援の提供体制

###### ◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域での設置も可。または、同等の機能を有する体制を整備）
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上（圏域でも可）

項目	数値	備考
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	市で療育支援教室を実施しています。
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	保育所等訪問支援等を活用しながら行います。
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	1箇所	子育て支援課で保育所訪問を実施しています。
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	圏域での設置も含め検討していきます。
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	日中一時支援事業所において重症心身障がい児の一部支援を行っています。

##### ②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

###### ◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	備考
目標年度末時点での協議の場	有	自立支援協議会子ども部会を活用し、医療的ケア児の地域支援に関する協議を行います。
目標年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	委託先相談支援事業所に配置を検討します。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

委託先相談支援事業所において専門的な人材を配置し、地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めています。定期的に相談支援事業所連絡調整会議を開催し、相談支援体制の充実・強化、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施する体制強化を図っています。

### ◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を整備する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	数値	備考
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	令和6年度設置検討
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	相談支援事業所連絡調整会議の継続
目標年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有	南魚沼市自立支援協議会

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修については、南魚沼市担当職員が研修に参加し障がい福祉サービスの質の向上に努めます。障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について自立支援協議会を活用し事業所と情報の共有を図っていきます。

### ◆国の基本指針に定める目標値

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無
目標年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有

## 第3章 障がい福祉サービスの活動指標（見込量）

### 第1節 訪問系サービスについて

#### 1 サービスの種類と内容

居宅での生活を支援するサービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援があり、介護給付としてサービスが提供されます。

種類	内容	対象者及び実施事業所
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。	障がい支援区分1以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合い）である人 ・南魚沼市社会福祉協議会 ・つむぎホームヘルプセンター ・鈴懸おはようヘルプ
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護や外出時の移動の介護を総合的に行うサービスです。	障がい支援区分4以上の人で所定の項目に該当する人 ・南魚沼市社会福祉協議会 ・つむぎホームヘルプセンター ・鈴懸おはようヘルプ
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	視覚障がいのある人で所定の項目に該当する人 ・南魚沼市社会福祉協議会
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常時介護が必要な人に、行動するとき必要な介護や排せつ及び食事等の必要な援助を行うサービスです。	障がい支援区分3以上の人で所定の項目に該当する人 ※市内に事業所なし
重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な人で、介護が必要な程度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	障がい支援区分6の人で所定の項目に該当する人 ※市内に事業所なし

## 2 サービス見込量

サービスの見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	279	276	272	300	308	316
	人	30	30	31	32	33	34
重度訪問介護	時間	12	17	12	24	36	48
	人	1	1	1	2	3	4
同行援護	時間	16.4	15	22	25	30	30
	人	3	3	4	5	6	6
行動援護	時間	0	0	0	10	10	10
	人	0	0	0	1	1	1
重度障がい者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※時間は1か月当たりの延べ利用時間です。

※人は1か月当たりの利用者数です。

## 3 サービス確保のための方策

訪問系のサービスについては、事業所の新規開設が見込めていません。事業者へのアンケート調査やヒアリングでも、人材の確保に困っている事業者が多いことから、関係各所と連携し人材確保と養成に努めます。また人材に関する情報共有や情報提供も併せて行います。

行動援護については、障がい福祉に関するアンケート調査結果から、潜在的な利用ニーズがあるため、最小限の利用者を見込んでいますが、市内にサービス提供事業所がないため、市内でのサービス提供事業所の立ち上げについて引き続き検討します。

## 第2節 日中活動系サービスについて

### 1 サービスの種類と内容

日中活動を支援するサービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）があります。生活介護、療養介護は介護給付として、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援は訓練等給付としてサービスが提供されます。

種類	内容	対象者及び実施事業所
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護及び創作的活動などの機会を提供するサービスです。	障がい支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上の人 ※50歳以上の場合は障がい支援区分2（施設入所の場合は区分3）以上の人 ・まきはたの里 ・マイトーラ ・工房とんとん
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人に、一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上等のための支援を行うサービスです。	身体機能の維持・回復などの支援が必要で所定の項目に該当する人 ・まちトレ南魚沼
就労選択支援 （令和7年予定）	本人が一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて、希望や適性、地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスです。	一般就労や就労系障がい福祉サービスを利用する意向のある方を対象とし、就労アセスメントの手法を活用した支援を希望する人
自立訓練 （生活訓練・日中型）	地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人に、一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練など支援を行うサービスです。	生活能力の維持・向上などの支援が必要で所定の項目に該当する人 ・太陽・大地の家
自立訓練 （生活訓練・宿泊型）	宿泊し居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行うサービスです。	生活能力の維持・向上などの支援が必要で所定の項目に該当する人 ・太陽・大地の家

種類	内容	対象者及び実施事業所
就労移行支援	一般就労等を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。	65歳未満の障がいのある人で、所定の項目に該当する人 ・魚野の家 ・セルプこぶし工房
就労継続支援A型 (雇成型)	企業等に就労することが困難な人で、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など支援を行うサービスです。	65歳未満の障がいのある人で、所定の項目に該当する人 ※市外施設のみ
就労継続支援B型 (非雇成型)	雇用契約によらない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練など支援を行うサービスです。	通常の事業所企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人で、所定の項目に該当する人 ・魚野の家 ・セルプこぶし工房 ・工房とんとん ・あめのちはれ ・鈴木農場Village
就労定着支援	新たに企業等に雇用された人に対して、企業等での就労の継続を図るために、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行うサービスです。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労を継続している期間が6月を経過した人 ・魚野の家 ・セルプこぶし工房
療養介護	医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話などを行うサービスです。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人のうち、所定の項目に該当する人 ※市外施設のみ
短期入所（福祉型）	居宅において介護を行う人が病気の場合などに、障がいのある人を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	障がい支援区分1以上の障がいのある人又は障がいのある子ども ・まきはたの里（福祉型） ・マイトーラ（福祉型） ・太陽・大地の家（福祉型） ・グループホームおひさま（福祉型） ※医療型は市外施設のみ
短期入所（医療型）		

## 2 サービス見込量

サービスの見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	2,942	2,864	2,822	2,865	2,885	2,905
	人	151	150	149	151	153	155
(新設) 強度行動 障がい有する方	人日				1,276	1,250	1,226
	人				66	65	65
(新設) 高次脳機能 障がい有する方	人日				49	56	63
	人				2	2	2
(新設) 医療的ケアを 必要とする方	人日				144	148	152
	人				11	12	13
自立訓練 (機能訓練)	人日	7	4	0	21	21	21
	人	1	1	0	3	3	3
(新設) 就労選択支援	人					5	5
自立訓練 (生活訓練・日中型)	人日	203	219	192	200	200	220
	人	11	12	11	12	12	13
自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	人日	255	284	277	330	330	360
	人	9	9	10	13	13	14
就労移行支援	人日	149	133	168	177	188	199
	人	7	8	9	10	11	11
就労継続支援 (A型)	人日	115	114	144	173	199	229
	人	6	6	8	9	11	12
就労継続支援 (B型)	人日	2,073	2,227	2,398	2,683	2,923	3,185
	人	138	147	160	174	188	204
就労定着支援	人	13	16	8	13	13	16
療養介護	人	16	15	15	16	16	16
短期入所(福祉型)	人日	236	226	246	267	290	314
	人	43	34	39	42	44	46
(新設) 強度行動 障がい有する方	人日				50	55	60
	人				13	14	15
(新設) 高次脳機能 障がい有する方	人日				4	4	4
	人				1	1	1
(新設) 医療的ケアを 必要とする方	人日				10	15	20
	人				3	4	5

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（医療型）	人日	13	15	16	19	21	24
	人	2	3	3	3	4	4
（新設）強度行動 障がい有する方	人日				0	0	0
	人				0	0	0
（新設）高次脳機能 障がい有する方	人日				0	0	0
	人				0	0	0
（新設）医療的ケアを 必要とする方	人日				10	10	10
	人				1	1	1

※人日は1か月当たりの延べ利用者数です。

※人は1か月当たりの利用者数です。

### 3 サービス確保のための方策

障がいのある人が、地域生活を送るためには、日中活動の場が重要です。相談支援センターみなみうおぬまを中心にサービスを必要とする利用者の状況を把握します。

就労関係事業については、地域の関係機関等の連携を図り、利用者への支援を充実させる必要があります。

医療的なケアが必要な場合、市内での受け入れが難しいケースがあり、課題となっています。引き続き、市内の生活介護サービス事業所等での受け入れの可能性について、自立支援協議会専門部会の中で検討していきます。

## 第3節 居住系サービスについて

### 1 サービスの種類と内容

住まいの場を提供する居住系サービスには、自立生活援助、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）があります。施設入所支援は介護給付としてサービスが提供され、自立生活援助、共同生活援助は訓練等給付としてサービスが提供されます。

種類	内容	対象者及び実施事業所
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人が、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や相談に応じ、必要な援助を行うサービスです。	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人 ※市外施設のみ
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活の援助を行うサービスです。	障がいのある人 ただし、身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日までに障がい福祉サービス等の利用をしたことがある人 ・グループホームひだまり ・グループホームおひさま ・太陽の家
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うサービスです。	障がい支援区分4以上の人 ※50歳以上の場合は障がい支援区分3以上の人 ・まきはたの里 ・マイトーラ

## 2 サービス見込量

施設入所支援については、令和4年度末の入所者数を基礎とし、地域生活への移行者を考慮し、施設入所支援が必要と判断される者を見込んで設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	54	57	60	63	67	71
（新設）強度行動 障がい有する方	人				10	11	12
（新設）高次脳機能 障がい有する方	人				0	0	0
（新設）医療的ケアを 必要とする方	人				0	0	0
施設入所支援	人	99	93	92	92	91	90

※人は1か月当たりの利用者数です。

## 3 サービス確保のための方策

自立生活援助については、利用できるサービス事業所はありませんが、地域定着支援など類似するサービスがあるため、今後も開設予定は見込んでいません。

共同生活援助については、入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、自立支援協議会専門部会においてそのニーズについて継続して協議し、計画的な整備、事業者の確保に努めます。

施設入所支援については、入所者の高齢化が進んでいます。状況に応じ、介護保険施設など適切な施設の利用に向けて関係者と情報共有を行います。

## 第4節 相談支援サービスについて

### 1 サービスの種類と内容

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、相談支援センターみなみうおぬまを中心に、まきはたの里、マイトーラ、桐鈴会において実施しています。

種類	内容	対象者及び実施事業所
計画相談支援 （サービス等 利用計画作成）	相談支援専門員により、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、サービス等利用計画の作成やモニタリング、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。	障がい福祉サービスを利用する人 ・相談支援センターみなみうおぬま ・まきはたの里 ・マイトーラ ・桐鈴会
地域相談支援 （地域移行支援）	地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保及び相談等支援を行うサービスです。	施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人 ・相談支援センターみなみうおぬま
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において単身等で生活する障がいのある人で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、訪問等の支援を行うサービスです。	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人 ・相談支援センターみなみうおぬま

### 2 サービス見込量

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、各種手帳の取得状況等から対象者数は増加していくと見込みました。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、一人暮らしの増加などを見込み、令和4年度末の利用者数を基に、今後のニーズを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	39	39	39	40	40	41
地域相談支援 （地域移行支援）	人	1	1	0	3	4	6
地域相談支援 （地域定着支援）	人	16	16	12	15	16	17

※人は1か月当たりの利用者数です。

---

### 3 サービス確保のための方策

モニタリングの件数の増加もあり、現在の4事業所だけでは今後対応が難しくなることが予測されます。計画相談支援を安定的に提供するため、今後も市内の障がい福祉サービス事業所等の理解や協力を得ながら、指定特定相談支援事業所の増設など体制整備を図っていきます。また、今後も相談支援事業所連絡調整会議を開催し、地域の相談支援体制の強化を図っていきます。



MSG アートクラブ作品

## 第4章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）

### 第1節 地域生活支援事業について

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な形態による事業を実施します。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

#### 1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、市が地域社会の住民に対して、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う事業で、障がい特性を理解するため重要な事業です。そのための研修を地域や企業、学校等で実施します。また、市報やウェブサイトによる情報発信の充実を図ります。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### 2 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行う事業です。

医療的ケア児について、保健課が中心となり災害時の対応についてマニュアルを作成するなどの支援を行っています。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

### 3 相談支援事業

障がいのある人、その保護者又はその介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う事業です。

- ① 障がい者相談支援事業（基本相談）は、委託相談支援事業所が1か所です。専門的な人材を配置し、利用者が相談しやすい相談支援体制づくりに努めていきます。  
基幹相談支援センターについては、令和2年度より相談支援センターみなみうおぬまにおいて基幹相談支援センターに準じた事業を実施しています。
- ② 基幹相談支援センター等機能強化事業については、委託相談支援事業所に専門的な人材を配置し、地域における相談支援事業者等に専門的な助言や人材育成の支援を行います。
- ③ 住宅入居等支援事業については、潜在的ニーズはあると考えられますが、具体的な相談まで至っていない状況です。今後のニーズ把握に努めながら、サービスの実施について検討します。

種類	単位	6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障がい者相談支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター※1	設置の有無	無	無	無	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業※2	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※1 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいのある人の相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

※2 契約による一般住宅（アパート、マンション、一戸建て）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。ただし、グループホーム、施設等入所者、精神科病院に入院している人は除きます。

#### 4 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化するため、相談支援事業所連絡調整会議を開催するなど、相談支援体制の充実に努めます。

種類	単位	6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件数	12	12	6	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件数	12	12	6	12	12	12
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	回数	12	12	6	12	12	12

#### 5 成年後見制度利用支援事業

精神上の障がいなどにより判断能力が不十分な人で、身寄りがないなど親族による後見等開始の審判の申立てができない人について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって、費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

アンケート結果によると、制度の内容を知っていると回答した人は3割弱に留まっています。今後、介助者の高齢化等により今後利用者が増えていくと見込まれるため、市報やウェブサイト等を活用し、制度の周知に努めます。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	市長申立て 1件	市長申立て 0件	市長申立て 1件	市長申立て 1件	市長申立て 1件	市長申立て 1件
		報酬付与 4件	報酬付与 4件	報酬付与 2件	報酬付与 4件	報酬付与 5件	報酬付与 6件

## 6 成年後見制度法人後見支援事業

研修や専門職による支援体制の構築については、地域福祉計画における事業計画を見据えながら、今後検討していきます。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※平成30年より、南魚沼市社会福祉協議会で法人後見を受任しています。

## 7 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通に支援が必要な人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援を行います。派遣希望は聞かれていませんが、市主催の研修会等での派遣を見込みます。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用 件数	1	4	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0



MSG アートクラブ作品

## 8 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人が日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な用具等の購入を公費で助成する事業です。

排せつ管理支援用具（ストーマ装具・紙おむつ等）の給付が増えています。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	給付 件数	2	7	0	5	5	5
②自立生活支援用具	給付 件数	11	7	3	10	10	10
③在宅療養等支援用具	給付 件数	4	7	13	5	5	5
④情報・意思疎通支援 用具	給付 件数	23	27	10	24	24	24
⑤排せつ管理支援用具	給付 件数	1,511	1,609	1,461	1,670	1,740	1,810
⑥居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	給付 件数	0	2	0	1	1	1

## 9 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。2年間で養成研修は修了します。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修修了見込み者数)	人	(入門編 8人)	3	(入門編 3人)	3	(入門編 3人)	3

※「入門編」を修了した受講者のうち希望者が翌年の研修を受講し、見極め試験合格後、修了となります。

## 10 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出時にホームヘルパーによる移動支援を行うサービスです。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出機会が減少したため利用量が減少していましたが、今後少しずつ増加していく見込みです。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	0	0	0	2	2	2
	延時間	0	0	0	12	12	12

## 11 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行うサービスです。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター I、Ⅲ型事業所 (南魚沼市)	か所	3	3	3	3	3	3
	人	94	94	91	96	96	96
地域活動支援センター Ⅱ型事業所 (他市町村)	か所	1	1	1	1	1	1
	人	5	4	4	7	7	7

※Ⅰ型：地域活動支援センターⅠ型事業所「相談支援センターみなみうおぬま」

Ⅱ型：地域活動支援センターⅡ型事業所「かけはし」（魚沼市）

Ⅲ型：地域活動支援センターⅢ型事業所「友の家」、「ドリームハウス」

## 12 日中一時支援事業（任意事業）

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

南魚沼市では「まきはたの里」、「まかろん」がサービスを実施しています。新型コロナウイルス感染症により、利用実績が少なくなりましたが、今後も過去の実績の範囲で推移していくものと見込まれます。

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人日	576	564	545	572	572	572
	人	52	51	45	52	52	52

※人日は1か月当たりの延べ利用者数です。

※人は1か月当たりの利用者数です。

## 13 生活サポート支援事業（任意事業）

介護給付サービスに該当しない人に対し、日常生活や家事に関する必要な支援を行い、地域で自立した生活を図ります。過去の実績から毎年1人程度の利用があるものと見込まれます。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート支援事業	人	0	0	0	1	1	1

## 14 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅での入浴介助、生活介護での入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がい者に対し、看護師やヘルパーとともに移動入浴車を派遣して入浴介助を行います。過去の実績から毎年2人程度の利用があるものと見込みます。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	2	2	2

## 第5章 障がい児福祉サービスの活動指標（見込量）

### 第1節 障がい児福祉サービスについて

#### 1 サービスの種類と内容

障がい児を支援するサービスには、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の障がい児通所支援及び障がい児相談支援（障がい児支援利用計画作成）があります。

種類	内容	対象者及び実施事業所
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障がいのある子ども ・共生ふれんど
放課後等デイサービス	学校の授業終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行うサービスです。	学校教育法第1条（幼稚園及び大学を除く）に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がいのある子ども ・共生ふれんど
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。	保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある子どもであり、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がいのある子ども ※近隣市町に提供事業所なし
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障がいのある子ども等に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を提供します。	重度心身障がいのある子ども等 ※近隣市町に提供事業所なし
障がい児相談支援 （障がい児支援利用計画作成）	相談支援専門員により、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、支援利用計画作成やモニタリング、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うサービスです。	通所給付決定の申請に係る障がいのある子どもの保護者 ・相談支援センターみなみうおぬま ・桐鈴会

種類	内容	対象者及び実施事業所
福祉型障がい児入所施設	障がい児入所施設に入所等をする障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設です。	身体に障がいのある子ども、知的障がいのある子ども又は精神に障がいのある子ども（発達障がいの子どもを含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた子どもも対象
医療型障がい児入所施設	障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。	

## 2 サービス見込量

サービスの見込量については、令和4年度までの利用実績と、今後の見込みを踏まえて設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。令和8年度については、子育て支援課の療育指導教室や日中一時支援事業（まかろん）など、すでに事業を実施している事業所が、県の指定を取得することを想定し、数値を見込んでいます。

種類	単位 (月)	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	6	2	10	13	13	45
	人	2	2	2	4	4	14
放課後等デイサービス	人日	45	8	50	80	100	200
	人	5	2	6	8	10	20
保育所等訪問支援	時間	0	0	0	0	0	20
	人	0	0	0	0	0	10
居宅訪問型 児童発達支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	10	6	6	12	14	16
福祉型障がい児入所施設	人	0	0	0	1	1	1
医療型障がい児医療施設	人	0	0	0	0	0	0

※人日は1か月当たりの延べ利用者数です。

※人は1か月当たりの利用者数です。

### 3 サービス確保のための方策

児童発達支援については、サービスとしては実施していませんが、子育て支援課が中心となり「遊びの教室」として集団療育指導を実施しています。集団療育指導には市の保健師や臨床心理士、医療機関の言語聴覚士、理学療法士、作業療法士も参加し、はまぐみ小児療育センターよりペアレントメンターも派遣されています。また、令和5年度より年齢ごとに対応する教室を増やして実施しています。

医療型児童発達支援については、サービスの利用対象者が少人数であるため、市内に新たにサービス事業所を設けることは難しいのが実情です。圏域も含め設置を検討していきます。

南魚沼市内の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は、一時休止していましたが、再開したため、今後利用者が増加することが見込まれます。

保育所等訪問支援については、サービスとしては実施していませんが、総合支援学校インクルーシブ教育推進室や子育て支援課により保育園への訪問、助言等を実施しています。また、居宅訪問型児童発達支援については、市内医療機関の訪問看護において同様の対応を行っています。

## 第2節 医療的ケア児等コーディネーターについて

医療的ケア児等コーディネーターについては、研修を終了した保健師がいます。また令和4年度まで特定相談支援事業所に研修を終了した相談支援専門員がいましたが、現在不在となっています。今後、研修の受講を推進し、設置に向けて取り組んでいきます。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

#### 医療的ケア児、医療的ケア児等コーディネーターについて

##### (1) 医療的ケア児

NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児や重症心身障がい児のことです。

##### (2) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。

## 第6章 発達障がい者等のサービスについての活動指標(見込量)

### 第1節 発達障がい者に対する支援について

相談支援専門員や保健師が中心的に関わり支援を実施しています。

ピアサポート活動は、発達障がいのある人に限定することなく、委託相談支援事業所で実施しています。ピアサポート活動への参加人数は、過去にピアサポート活動に参加した参加人数の平均伸び率より見込量を設定しています。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	人	0	12	13	15	15	15
ピアサポート活動への参加人数 (1回の平均参加人数)	人	31	38	35	45	54	65

#### ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングについて

##### (1) ペアレントプログラム

子どもや保護者自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取組みます。「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

##### (2) ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

## 第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神に障がいがある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携する地域包括ケアシステムの構築を目指します。南魚沼市自立支援協議会では、4つの専門部会を開催しており、その中の一つである権利擁護部会では地域移行支援、地域定着支援について報告を行っています。今後も専門部会を活用した中で、保健、医療及び福祉関係者による協議を続けていきます。

なお、協議の場、参加者数、目標設定及び評価の実施回数については権利擁護部会の開催回数及び参加者数を数値目標とします。また、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助については令和4年度の人数を基に目標設定しました。なお、令和5年度は9月末現在の実績です。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	2	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	16	14	18	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	3	3	2	3	3	3
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	9	6	5	5	5	5
精神障がい者の共同生活援助	人	16	15	15	15	16	18
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)(新設)	人				9	11	12

## 第3節 相談支援体制の充実・強化のための取組について（新設）

定期的に相談支援事業所連絡調整会議を開催し、専門的な指導・助言、人材育成の支援、個別事例の支援内容の検討、情報共有を行い、相談支援体制の充実・連携強化を図っています。

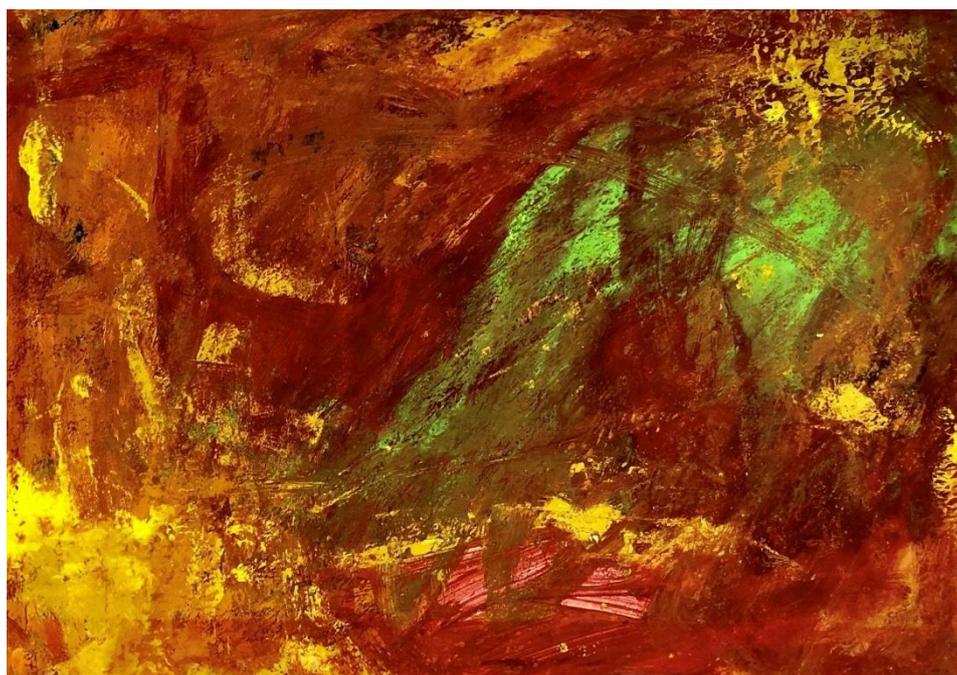
委託先相談支援事業所において、地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めます。

種類	単位	第7期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	12	12	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施	回	4	4	4
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数	回	1	1	1
	団体	10	10	10
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）	部会	4	4	4
	回	12	12	12

#### 第4節 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に担当職員が参加し、サービスの質の向上に努めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果を自立支援協議会等で共有し、適正な審査・請求を通じて、事業所の運営を支援します。

種類	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	0	5	5	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	0	0	0	1	1	1



MSG アートクラブ作品